

議案第 15 号

野田市虐待防止条例の一部を改正する条例の制定について

野田市虐待防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市虐待防止条例の一部を改正する条例

野田市虐待防止条例（令和5年野田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第14号を次のように改める。

(14) こども家庭センター 児童福祉法第10条の2第1項の規定により市が設置する野田市こども家庭センターをいう。

第2条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

第19条第1項中「子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センター」を「こども家庭センター」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

児童福祉法の規定によるこども家庭センターの設置に伴い、所要の改正をしようとするものである。

参考資料

野田市虐待防止条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市虐待防止条例 (令和5年野田市条例第34号)

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) こども家庭センター 児童福祉法第10条の2第1項の規定により市が設置する野田市こども家庭センターをいう。</u></p> <p>(削る。)</p> <p><u>(15)～(27) (略)</u> (妊娠期からの支援)</p> <p>第19条 市は、<u>こども家庭センター</u>を活用し、妊娠期から切れ目のない支援を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 子ども家庭総合支援拠点 児童福祉法第10条の2の規定により市が整備する拠点をいう。</u></p> <p><u>(15) 子育て世代包括支援センター 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項の規定により市が設置する母子健康包括支援センターをいう。</u></p> <p><u>(16)～(28) (略)</u> (妊娠期からの支援)</p> <p>第19条 市は、<u>子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センター</u>を活用し、妊娠期から切れ目のない支援を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>